（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七条の十二第二号において同じ。）の医療費の支給 三～十二　（略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一　（略） 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七条の十二第二号において同じ。）の医療費の支給 三～十二　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第四条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） **第八十三条の二**　令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）の医療費の支給 二～七　（略）	（令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） **第八十三条の二**　令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）の医療費の支給 二～七　（略）

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第五条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） **第八十三条の二**　令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）の医療費の支給 二～七　（略）	（令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付） **第八十三条の二**　令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。）の医療費の支給 二～七　（略）